

間取り図	
備考 (どんな人に 使って欲しい か・どのよう に持って欲し いか・その他 特記事項等)	



の部分は市のホームページ及び窓口にて公開される情報です。

の部分は空き家利用希望者から現地確認依頼があった後に公開される情報です。